

# 鳥取縣公報

## 告示

### 鳥取縣告示第四十六号

兒童福祉法第三十五條第二項による兒童福祉施設として  
次のように認可した。

昭和二十六年二月二日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

施設種別	経営主体	施設の名称	施設長氏名	施設の所在地	定員
保育所	西郷村	西郷村立保育所	西郷村長 小谷善高	東伯郡西郷村 大字下余戸一 四ノ一	六六

### 鳥取縣告示第四十七号

兒童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七

昭和二十六年二月二日 金曜日  
第二千八百八十号

條第一項第三号の規定による措置等のため支出する費用のうち、昭和二十五年第四・四半期養護施設事務費の月額は次の通りとする。

昭和二十六年二月二日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

施設種別	施設名	所在地	月額
養護施設	鳥取子ども学園	鳥取市	九二、八九八円
同	因伯子供学園	東伯郡倉吉町	五六、三〇二円
同	光徳天心学園	西伯郡光徳村	一八、二四二円
同	聖園天使園	米子市	六三、七四七円

### 鳥取縣告示第四十八号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により

本書ノ大キサハ國定規格A五判

西伯郡富益村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当するものでない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十六年二月二日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

昭和二十六年二月三日より  
同 年二月七日まで

記

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取縣選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法第十三條第一項第一号により提出のあつた選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書(鳥取市議會議員選挙に關するもので昭和二十五年十二月十日迄の第一回分)の要旨に次の通り追加する。

昭和二十六年二月二日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

政党、協会その他の団体の收支に關する報告書要旨

一、種類 政治資金規正法第十三條の規定による報告書

二、期間 自昭和二十五年十一月二十七日(昭和二十五年十二月十七日執行の鳥取市議會議員選挙に關する第一回報告分)至同 年十二月十日

三、報告書の要旨

団体名	寄附及び収入の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
政党、協会その他の団体	1		1		1		1		1		1		昭二五、二、二二
民主青年協議会	1		1		1		1		1		1		昭二五、二、二二

#### 四、主要な寄附者及び支出

一、寄附者

該当事項なし

二、支出

#### 鳥取縣選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法第十三條第一項第二号により提出のあつた選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書(鳥取市議會議員選挙に關するもので昭和二十五年十二月十七日迄の第二回分)の要旨は次の通りである。

昭和二十六年二月二日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

政党、協会その他の団体の收支に關する報告書要旨

一、種類 政治資金規正法第十三條の規定による報告書

二、期間 自昭和二十五年十一月二十七日(昭和二十五年十二月十七日執行の鳥取市議會議員選挙に關する第二回報告分)至同 年十二月十七日

00141

三、報告書の要旨

団体名	寄附収入及び総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
鳥取縣 医 政連盟	1												昭二五、二六 年 月 日
鳥取縣農業団体協議会	1												
日本共産党鳥取縣委員会	1												
同 鳥取縣因幡地区委員会	1												
同 鳥取縣組合鳥取縣連合会	1												
同 鳥取縣東部地区連合会	1												
民主青年協議会	1												
自由党鳥取縣支部	1												
同 鳥取縣支部因幡部会	1												
同 鳥取縣支部因幡部会岩美支会	1												

四、主要なる寄附者及び支出  
 (一) 寄附者 該当事項なし  
 (二) 支出

00142

正 誤

昭和二十五年九月一日鳥取縣公報第二千三百三十九号鳥取縣告示第四四六号中誤植があるので次のように訂正する。

記  
 頁 行 誤 正  
 六 六 御用ケナル 御用カナル